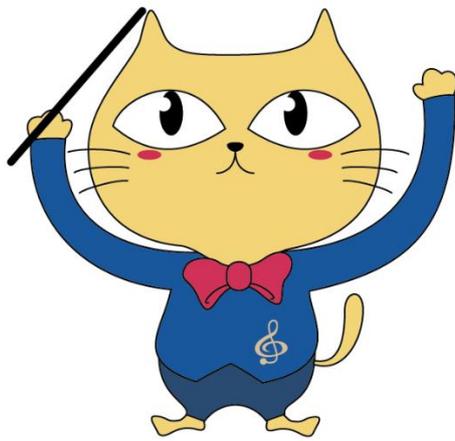


玉名市マスコット「タマにゃん」

利用の手引き



熊本県玉名市

目次

- 第1章 申請手続きについて
- 第2章 デザインについて
- 第3章 食品について
- 第4章 その他

第1章 申請手続きについて

玉名市マスコット「タマにゃん」を商品として販売したり、販売目的で食品に加工したりパッケージに印刷したり、チラシやパンフレットに掲載したりする場合は、あらかじめ玉名市に対して使用のための申請をする必要があります。

以下にその手順を記載します。

申請には下記の書類が必要です。

①使用申請書（商品として販売する場合は印鑑が必要です）

②利用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。



食品に利用する場合は、次の書類を各1部、併せて提出してください。

④製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証(写)又は県内各店舗ごとの業務開始報告書(写)

⑤製造または販売する店舗一覧(様式自由)

申請書に必要な事項をご記入のうえ、事務局へ郵送またはご持参ください。

提出先 〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 290 番地 1

玉名市観光物産課 TEL 0968-73-2222

申請書は玉名市ホームページの「タマにゃん」からダウンロード又は事務局に用意してあります。

タマにゃんの図柄および写真には、 「承諾番号」を必ず付けてください。

利用承諾を受けた物件には、玉名市の著作権表示と番号を組み合わせた下記表記を必ずつけてください。

記載例 承諾番号は下記のように掲載してください。

印刷物の場合



©2010玉名市
タマにゃん#000

商品の場合

●タグ等に記載



デザインや種類を増やしたい場合など、現在、利用中の方で、 内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

- キーホルダーのデザインを変えたい
- 追加で色の種類を増やしたい
- 申請時より販売数が増えた

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。
(この場合許可番号は前回とは異なります。)

申請書に添付する「商品等の見本」について

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、タマにゃんをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、承諾番号についても©2010玉名市タマにゃん000の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

（商品）

どんな商品になるのか具体的なイメージがわかるものを提出してください。

（パッケージ）

どこに、どのような大きさで使うのか明記してください。

（チラシなど印刷物）

印刷物の中で、どこにどのような大きさで使うのか明記してください。

でき上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。
ホームページや広告の場合は、印刷したものを提出してください。



利用期間満了後の在庫も、販売OKです。

承諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の承諾内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。

利用に当たっての留意事項

①
利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、玉名市は一切の責任を負いません。

②
利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者に誤認や誤解を与えないようにしてください。

③
利用承諾は、玉名市が著作権を有するタマにゃんのイラスト、写真を使用することを承諾するものであり、利用承諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

次の場合は、使用は承諾できません。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に掲げる営業を行う者が使用するとき。
- (6) タマにゃんの使用によって第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) タマにゃんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) 立体物による使用で、かつ、その表現がタマにゃんの立体物と認められないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、タマにゃんの使用が適当でないと認められるとき。

手続きQ&A

Q1 商品に「タマにゃん」を利用したいのですが、利用料は発生するのでしょうか。

A1 商品等の販売を目的とした場合を含め、当分の間、無料です。

Q2 個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか？

A2 個人で年賀状等に利用される場合は、利用申請は不要です。但し、「©2010 玉名市タマにゃん」と記載してください。

Q3 申請書の提出はFAXでもよいでしょうか？

A3 事前相談時の提出はFAXで構いません。正式な申請書は、あらためて郵便または持参により提出してください。

玉名市観光物産課 FAX番号0968-73-2220

Q4 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか。

A4 使用承諾後、商品などのデザイン、数量、色、大きさなどが変更になった場合には変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は変更申請ではなく新規申請が必要です。

Q5 個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

A5 様式は任意です。「仕事の内容」「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。

Q6 承諾を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？

A6 承諾日から2年以内です。2年を超える場合は、改めて利用期間の追加申請をお願いします。

Q7 申請書の印鑑は、何を使えばいいのでしょうか？

A7 法人・任意団体→法人印または代表者印

個人→個人の認印（シャチハタは不可）

Q8

「タマにゃん〇〇」など、商品の名称や店名に「タマにゃん」の冠を付けてよいですか？

A8

「タマにゃん」は、玉名市のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、商品や屋号・店名に「タマにゃん」の冠を付けていただくことはできません。

Q9

企業内の研修用の冊子の中に、「タマにゃん」図形を入れて利用することはできますか？

A9

企業内で、その企業の社員の方だけが見られるものについては、利用申請は不要です。但し、「©2010 玉名市タマにゃん」と記載してください。また、使用できるタマにゃんイラストのまま利用してください。なお個別企業、商品の推奨などの使い方はできません。

Q10

会社の営業のため、「タマにゃん」図形を入れた名刺を作成して配布することはできますか？

A10

会社として名刺に使用する場合には、「©2010 玉名市タマにゃん〇〇〇」と明記し申請のうえ、ご利用ください。

Q11

企業や団体の概要書の中に、「タマにゃん」図形を入れて外部に配布できますか？

A11

外部に配布する場合や一般の方がご覧になるような場合は、申請が必要です。「©2010 玉名市タマにゃん〇〇〇」と明記し申請のうえ、ご利用ください。

Q12

シールを作りたいのですが、可能ですか？

A12

販売用グッズとしてのシール（タマにゃんのシールセットなど）は、シール単位の商品として申請のうえ利用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで承諾しますので、製品に貼った実際に利用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

第2章 デザインについて

「タマにゃん」のプロフィール

- 玉名市で行われる音楽イベントなどで出没する猫。オス
- 玉名市のマスコットです。



ですから、個別の企業・団体や商店、商品の応援はできません！デザイン規定に沿って、ただしく、中立公平に利用してください。

タマにゃんを、変形したり体の一部を省略しないでください！

痩せ過ぎ・・・



太り過ぎ・・・



商品名・会社名等には利用できません。

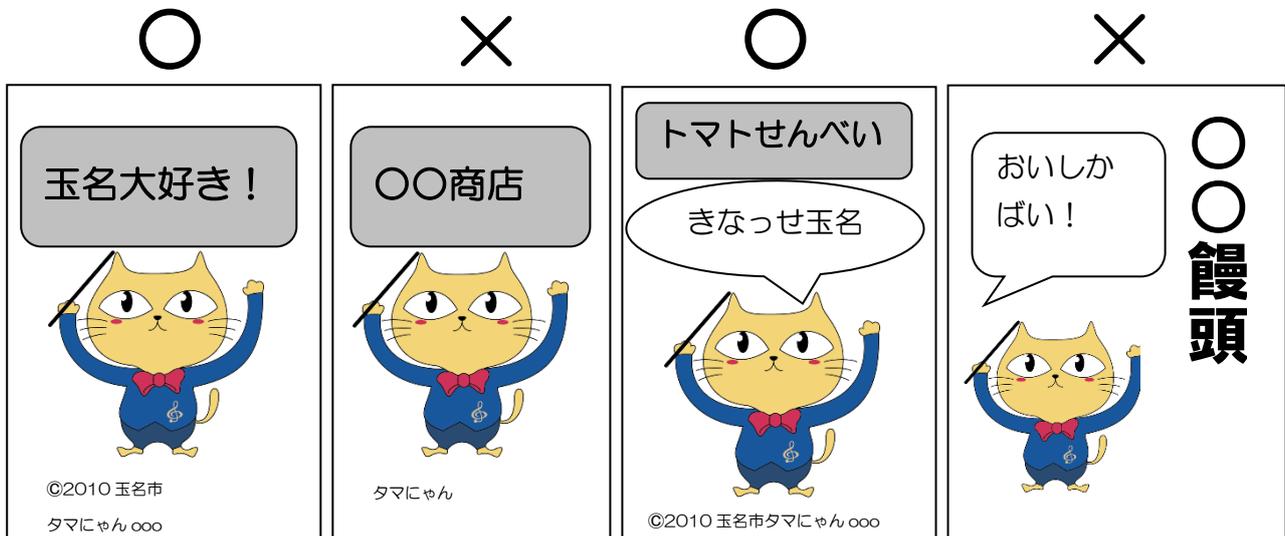
ダメな例

- タマにゃん味噌
- タマにゃん饅頭
- タマにゃんプリン
- タマにゃん焼酎
- タマにゃんストラップ
- タマにゃん不動産
- お得な「タマにゃんプラン」

OKな例

- 味噌（タマにゃん柄入）
- 茶（タマにゃんイラスト）
- タマにゃんのストラップ

タマにゃんの体には文字、商品等の写真をかぶせたり特定の企業・団体や商品を応援する利用はできません。

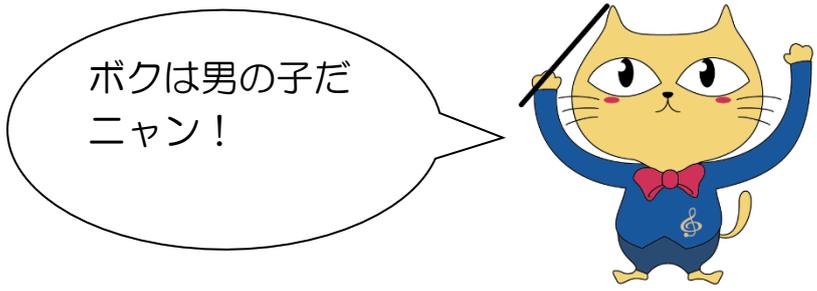


店名などをタマにゃんに持たせたり、ふき出しで言わせることはできません。

タマにゃんが特定の名前を指差したりすること、またおススメするような表現はできません。

タマにゃんはオスです。女子の格好はできません。また、企業や団体を特定させるような制服なども着せることはできません。

- × 企業名や団体名が入っているものは着せられません。
- × 企業名や団体名が入っていないくても、デザインで特定できるような制服・ユニホームも着せられません。
- × リボンを付けたりスカートやハイヒール等、女性を連想させるものは着せられません。



デザインQ&A

Q1 「タマにゃん」の色を変えてもかまいませんか？

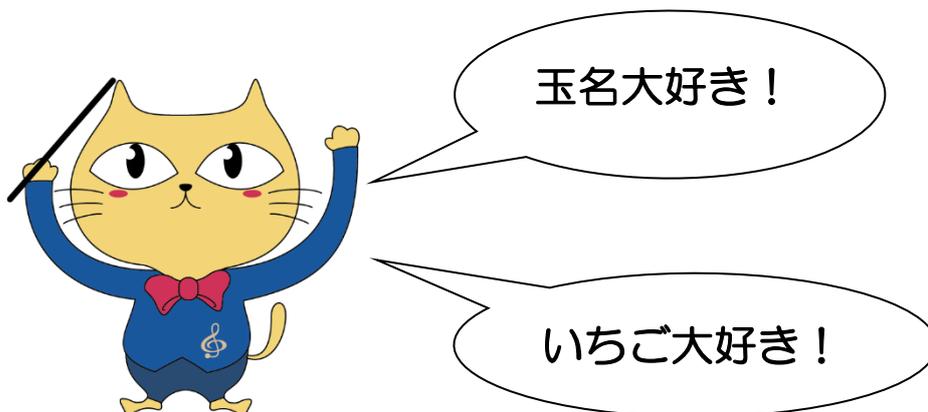
A1 色つきの場合は、顔・手・足・尻尾は黄色とし、服装は上着は青色、ズボンは群青色、蝶ネクタイは赤色とします。着せ替えは可能ですが、原則として左胸下にト音記号のマークを付けるものとします。

Q2 承諾番号の商品への表示はどのように行うのでしょうか？

A2 商品の箱やパッケージ、また、Tシャツなどは、タグや包装紙等に、承諾番号（「©2010 玉名市タマにゃん〇〇〇」）を明示してください。

Q3 特定の商品を手を持たせることは可能ですか？

A3 特定の企業の商品を持たせることはできません。
みかん、いちご、トマトなど、一般的な玉名市の特産物、農産物などであれば可能です。



第3章 食品について

食品への利用は、関係法令による表示義務の遵守なども併せて行ってください。製造物責任における責任の所在を明らかにする表示も必要です。

食品への申請は、下記の書類を必ず添付してください。

1

製造若しくは販売に係る「保健所の営業許可証(写)」、「各店舗ごとの業務開始報告書(写)」(申請者分)

2

「製造または販売する店舗等一覧」(様式自由)

人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります。

製造業者の場合

製造されている食品（市が利用を承諾した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承諾した食品に係る利用承諾（変更承諾の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。

販売業者の場合

市が利用を承諾した食品により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承諾した食品に係る利用承諾（変更承諾の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。

食品Q&A

Q1

弁当や惣菜のふたや掛け紙に「タマにゃん」を利用して良いですか？

A1

食品の容器やパッケージにタマにゃんのイラストを使用する場合は利用の区分は食品になります。弁当や惣菜類の容器等への利用については、食の安全性の確保の観点に充分ご留意ください。

第4章 その他（CM等について）

そのほかの重要事項を説明しています。最後までお読みください。

広告利用の場合は、次の点にご注意ください。

（1）イラストと実写写真の取り扱いについて

市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、利用する場合は原則として申請が必要です。但し、個人で撮影された写真を不特定の方が対象ではなく個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。（例えば個人のブログに掲載したりする場合）

例） ご自分で持っている写真でもチラシ等に使用する場合は申請が必要です。

（2）承諾を受けた商品の、写真での利用について

承諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「承諾番号」を記入していただくようお願いしております。特にテレビCMにおける動画、アニメーションなどについては、玉名市の紹介として使う場合などに限り認める場合がありますが、タマにゃんは“玉名市のマスコット”のため個別商品の応援をすることはできません。画面のデザインやナレーションについては事前にご相談ください。

（3）新聞・雑誌への実写の写真掲載について

新聞・雑誌について、実写の写真のみをイベント内容の周知など広報の目的で載せる場合、申請は不要ですが、販売促進・誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

（4）その他

農産物は食品になるので‘箱・袋・のぼり’は別に申請をしてください。

タマにゃんの歌・まんが・アニメーションについて

タマにゃんについては、原則、玉名市の施策に活用するもので、歌やアニメーションなど、様々な設定や性格付けが生じる可能性があるものは、個人で楽しむ場合を除き利用を認めていません。

CMについては、事前調査を行います。

海外での食品、商品を販売する場合について

海外において、食品・商品を販売する場合については、個別の判断としておりますので事前にご相談ください。

玉名市産業経済部 観光物産課

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290番地1

TEL. 098-73-2222 FAX. 0968-73-2220